

## 「空家等情報の整備及び活用に関する研究会」の開催

一般財団法人日本不動産研究所  
企画部 副部長 伊藤裕幸

平成 26 年 11 月 27 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号）が公布され、平成 27 年 2 月 26 日に一部施行されました。これに伴い、同法第 5 条第 1 項に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針である「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（総務省・国土交通省告示第 1 号）が同日に発出されました。

そのなかで市町村の役割を明確にし、とくに「市町村内の空家等の所在等の把握」として、「市町村が空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、既存の統計資料等も活用しつつ、まず各市町村の区域内の空家等の所在やその状態等を把握することが重要」とされ、「空家等に関するデータベースの整備等」として、「市町村においては、例えば空家等の所在地を一覧表にし、又は地図上に示したものを市町村の内部部局間で常時確認できるような状態にしておくなど、空家等の所在地について市町村内の関係部局が情報共有できる環境を整備するよう努める」としています。そして、「空家等対策を効果的かつ効率的に推進するためには、各市町村において、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を作成することが望ましい」とされ、「効果的な空家等対策計画を作成するためには、各市町村内における防災、衛生、景観等の空家等がもたらす問題に関係する内部部局が連携し、空家等に関する対策を分野横断的に記載した総合的な計画を作成することが重要」とされています。

また、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するためには、法第 15 条第 1 項においては「空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずる」と規定されています。

このように、市町村が空家情報を把握することは喫緊の課題です。そこで、弊所は株式会社ゼンリンと共同で「空家情報の整備及び活用に関する研究会」を始めました。株式会社ゼンリンは、約 1,000 人の調査スタッフが日本全国を徒歩や計測車両で調査し、住宅地図やカーナビゲーション用などの地図情報をはじめ、各種付加価値情報を収集、整備しています。一方、弊所は、本社（東京）と全国 8 支社 41 支所を有する全国組織であり、また、本社には資産活用に関する専門部署（資産ソリューション部）、固定資産税評価に関する専門部署（公共部）を設置しています。

今後、弊所と株式会社ゼンリンはそれぞれの得意分野を活かして「空家情報の整備及び活用に関する研究会」を継続的に開催し、空家情報の整備方法と活用方法についての検討を行います。この試みが空家等対策の推進の一助になれば幸いです。



一般財団法人 日本不動産研究所  
Japan Real Estate Institute

「地方創生」支援プロジェクト  
[http://www.reinet.or.jp/?page\\_id=14496](http://www.reinet.or.jp/?page_id=14496)

お問い合わせ先：企画部 地方創生担当  
TEL：03-3503-5330